

第 1 回長期脱炭素電源オークションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会での委員・オブザーバーの御意見及び対応案

令和 7 年 7 月 31 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引制度企画室

#	委員・オブザーバーからの御意見	御意見に対する対応案
	相対契約の価格設定	
1	【村松委員御発言抜粋】 市場価格の水準に比して不当に低くない水準とはという点で、過去の市場価格の平均価格、または実際に当該契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格ということをお示しいただいております。ここにピンポイントに合わせに行くのは少し難しいところではというのが、市場価格規律に対して考えた点の 1 つです。 相対契約での価格設定には、(中略)、必ずしも市場価格実績に基づいてというよりは、将来における市場価格の予測値であったり、燃料調達を長期確保することによって、平時コストを低減するための動きであったり、相手先の信用リスクであったり、固定価格で締結することによって、市場で販売する場合であれば発生するボラティリティを固定化する目的の下で、一定価格での相対契約を締結されると考えております。結果として、実績市場価格に近いところに収れんしていくであろうことは、もちろん考え得るのですが、電力という財は在庫を持つことができませんので、ほかのコモディティと比べるとそのような価格収れんはなかなか難しいのではないかと。実績の市場価格を中心に、上下に変動しているようなイメージのほうが近いのではないかと考えております。 そのときにかなり <u>ピンポイントで市場価格の水準に比して市場価格の定義を設けられているというのは、事業者にとってはなかなか難しいところでは</u>	落札事業者は、相対契約に係る規律のうち、無差別規律と市場価格規律のいずれを採用するかを選択することができます。ただし、長期脱炭素電源オークションガイドラインにおいて規定されているように、市場価格規律は「相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格の平均価格」又は「相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格」により参照価格が一意に決定されるため、市場価格規律を用いる場合はレンジで示されることはありません。 他方、無差別規律においては、複数の確認項目から取引条件を確認し無差別に電力販売を行い決定された価格となっていることを相対的に評価するため、市場価格規律とは異なり、相対契約の価格にある程度のレンジは許容されます。ただし、認められる価格のレンジをあらかじめ定量的にお示しすることは、上記の無差別規律の趣旨を踏まえ、適切ではないと考えています。(資料 3 P. 6 参照) 御指摘のとおり、事業者によって様々な販売方法を採用することが想定されます。このような中で、市場価格規律では、上記の考え方を踏まえて、市場価格と相対契約の価格との差額について合理性が認められる限定的な例として「市場取引手数料」を提示しました。一方で、ヘッジコスト分を市場価格の平均価格から割り引く場合、実際の価格を算出するに当たって、例えば、「相対

<u>ないかと思っております。レンジで示すといったほうが実務的には近いのではないかと思ったところです。</u> (中略)、割り引く金額として手数料相当額というのをかなり限定的な範囲でお示しいただいております。その前の段階での話かもしれませんが、例えば市場価格と相対価格との差分というのが果たして本当に手数料相当が妥当なのかといった観点で申し上げます。例えば可変費の中でヘッジ損益を可変費に含めることを認めておりますが、相対契約の場合には市場での販売によるボラのヘッジが必要ないためにヘッジコストがかからない。 その分、販売価格を引き下げるといった形でビジネスを成り立たせているというところはあると思うのですが、<u>市場販売取引ではヘッジ損益は可変費で認める一方、相対契約でヘッジコストがかからない分だけ販売価格を引き下げるといえるものは認めないということになると、取引事業者間で不公平の扱いになるという観点もあるのではないかと考えました。</u>相対価格がどのように算定されるのかということを、事業者の方からの御説明を基に検討すべきではないかと考えた次第です。	契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格」と先物市場の価格との差分について、各年度終了後に当該年度の市場価格の平均価格から減じることが想定されます。これにより算出された価格は、実質的に先物市場の価格となり、スポット市場等の市場価格の水準に比して不当に低くない水準以上であることを求める市場価格規律の考え方とは相容れないものです。 しかし、ヘッジコスト分を市場価格の平均価格から割り引こうとする場合、無差別規律に則り、無差別に当該ヘッジコスト分を割り引いて販売することは可能であると考えています。(資料3 P. 7 参照)
2 【関口委員御発言抜粋】 (中略) 収入のところにつきましても、何が合理的な価格なのかというところで相対価格による価格について無差別規律であったり、市場価格規律と比較検討していくということで理解しております。 比較検討する際に、<u>1つの目安として、一つの値ではなく、レンジで何%以内に入るのであれば、これは異常ではないと判断するような幅を持たせてもよいのではないかと思います。</u> また、無差別規律でございますけれども、内外の価格というところで、どれをサンプリングするのかというところの方針があってもよいかと思いました。<u>都合のよいものだけを比較対象にして持ってくるのではないように、サンプリング対象の取り方についてガイダンスを示すのも一方かと思われます。</u>例えば上下10%を外した中間地帯の8割のところではサンプリングをと	市場価格規律については、# 1と同様です。 無差別規律については、サンプリングによる価格比較ではなく、「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価方針」(以下、「内外無差別の評価方針」)を基に、当該評価方針で示されている確認項目に照らして取引条件や契約価格の面から判断するため、落札事業者が都合のよい価格を比較対象にするといった事象は生じません。(資料3 P. 10, 11参照)

	る、もしくは何件以上とかサンプル件数について何らかの目安があったほうがいいのではないかと感じております。 (中略) 例えば 25 ページ目、<u>無差別規律の比較対象となる価格として何を持ってくるかということに関して、目安となるレンジを設けて、レンジの中に入っていれば異常ではないという形で判断してもいいのではないかと考えたところでございます。</u>	
無差別規律の監視の負荷		
3	【村松委員御発言抜粋】 内外無差別への対応というのは、旧一電におかれましては既に構築され、運用を行い、監視等委の指摘を受けて見直しというプロセスを回しておりますので、今回長期脱炭素電源オークションに当たって無差別規律に従ってというのは比較的スムーズに導入できるものと考えられます。 一方、<u>新電力におかれましては、全く新規の対応となりますし、それほど多くの取引先に対して販売をしているという実績がないケースですと、取引先件数が多くない中まさに相対契約のみの場合に、内外無差別の評価方針に照らして一つ一つプロセスを構築していくというのは、かなりハードルが高いのではないかと懸念</u>されます。 事業者の実行可能性ということも冒頭、新川事務局長からもお話ございましたので、その辺りをどのように事業者にきちんと整備していただくかといった視点について、事務局からも見解をお伺いできればと思います。	旧一般電気事業者及びJERA（以下、「旧一電等」）以外の事業者についても、無差別規律を採用する場合、社内・グループ内小売を含めて販売する場合は、各電源の相対契約締結時点で最新の内外無差別の評価方針に、また、社外・グループ外小売にのみ販売する場合は、当該評価方針を準用した評価方針に基づく監視を受けることとなります。（資料3 P. 6, 8, 9 参照） ただし、旧一電等以外の事業者においては、村松委員の御発言のとおり、旧一電等とは異なり、内外無差別の評価方針やそれを準用した評価方針に基づく評価のプロセス等が社内で構築されていないといった実情もあると認識しておりますので、実際の監視においては丁寧な説明や周知に努めてまいります。 （資料3 P. 8※, P. 9※2 に反映） また、現時点の内外無差別の評価方針には合計32の確認項目がありますが、社外・グループ外小売にのみ販売する場合に用いる当該評価方針を準用した評価方針においては、このうち20項目について考慮を不要とする想定です。 （資料3 P. 10に反映）
市場価格規律の参照価格		
4	【末光オブザーバー御発言抜粋】 (中略) 1 点目の御質問の趣旨でございますけれども、今回のオークションガイドラインの中で規律が2つございますと。その規律の1つが市場価格規律となっていると思っているのですけれども、<u>市場価格規律の中で参照すべき市場に関して、恐らく通常の蓄電池等ではない電源であれば、JEPXとかい</u>	第1回検討会での中富前電力供給室長の御発言のとおり、現時点では、現行の長期脱炭素電源オークションガイドライン上、市場価格規律の参照価格として需給調整市場の価格は想定しておりません。蓄電池の案件については、「当該年度のスポット市場の当該エリアプライスの単純平均価格」を参照していただきます。（資料3 P. 6※1, 2, 3 に反映）

	わゆる電力のkWhの市場単価を参照しながら、それに対して不当に安くないかどうかという監視を出されるのかなと理解しております。 一方で蓄電池に関しましては、主要な使い方の1つが需給調整機能でもあるのかなと理解している中で、需給調整市場を参照する市場としてみなすことが可能なかどうか、すなわち<u>需給調整市場での運用を想定して、需給調整市場から得られる市場収入に対して高いのか安いのかという比較の仕方は、今回のガイドラインの適用の中で解釈としてあり得るのかどうか</u>ということがまず1点目の質問となります。 その上でもし先ほどの質問の答えとして需給調整市場も市場価格規律の参照先として含められるということであれば、JEPXと異なりまして、需給調整市場に関しましてはマルチプライスということで、価格が複数存在している状態になっていますので、どのような形で過去をトラックするにしても、市場価格をどのようにみなすのかということは、論点として少し残るのかなと思っております、その点を事業者としては確認させていただければと感じた次第でございます。	
5	【末光オブザーバー御発言抜粋】 蓄電池などは新しいリソースに関していきますと、<u>恐らくこの10年といった中で市場の状況も大きく変わってきているところがあるのかな</u>と思っております、<u>相対契約期間を遡って算出することができると記載がありますけれども、これ自体が実態と乖離してしまう</u>のかなという声は少し聞こえてきているところかなと感じておりますので、発言させていただければと思います。	市場価格規律を採用する場合は、長期脱炭素電源オークションガイドラインのとおり、「相対契約の供給期間と同じ長さの過去の市場価格の平均価格」と「相対契約の契約期間に含まれる各年度の市場価格の平均価格」のどちらかを参照していただきます。（資料3 P. 6 参照） このため、そうした市場の実態にも鑑みて、どちらの価格を参照するかは各落札事業者の戦略であり、電力・ガス取引監視等委員会（以下、「監視等委」）からいずれか一方を指定する性質のものではないと考えます。
他市場収入及び可変費の算出方法・証憑類の提出方法		
6	【齊藤オブザーバー御発言抜粋】 制度趣旨に沿った監視としていただくことに加えまして、我々事業者といたしましては<u>実務的に対応可能な算出方法であったり、提出可能な証憑等での監視となるように、ぜひ検討を進めていただきたい</u>と考えてございますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。	落札電源分その他市場収入及び可変費の算出方法や提出していただく証憑類について、落札事業者の実務を踏まえて、当該落札事業者とも確認の上、検討してまいります。（資料3 P. 34※5, P. 35※に反映） その上で、例えば、相対契約の電源に複数の電源が含まれている場合の落札電源分の相対収入の算出方法については、個社の相対契約の価格の設定方法

		を踏まえて検討する必要があるため、落札電源を保有する旧一電等に対して、 相対契約の価格の設定方法等をヒアリングし、現在監視等委のホームページ で公表している算出方法以外の方法の可否について検討してまいります。
可変費の金額の監視		
7	【末光オブザーバー御発言抜粋】 購入電力料に関しては、指標価格がございますので問題ないのかなと思っ ている一方で、<u>アグリケーションフィーというところに関しまして</u>も、昨今、 比較的新しいものかなと思っている中、<u>どのような指標価格ですとか法定価 格を参照いただくことになるのか</u>ということは、事業者としては予見性の観 点からどこかのタイミングでガイダンスを頂ければありがたいと感じてござ います。	可変費に占める割合が大きい順に合計して約9割に達するまでの費目につい ても、指標価格や法定価格が存在しないものについては、他の落札事業者の 案件における同じ可変費に比して明らかに高額である等、特異な金額となっ ていないかを確認します。(資料3 P.14に反映)
監視フロー		
8	【末光オブザーバー御発言抜粋】 論点④、⑤、フローに関しましては恐らくいずれかのタイミングではガイ ダンスいただけると理解しております。<u>フローに関するところがございます ので、こういった具体的なスケジュール感、何日以内といった期日が恐らく 決まってくるかなと思っておりますので、その辺りもガイダンスいただけま すと事業者としては予見性が高まるということでありたい</u>と感じておりま す。	他市場収益の監視の具体的なスケジュールについては、本検討会の内容がと りまとめられた後に、実務を踏まえて電力広域的運営推進機関と調整した上 で公表します。(資料3 P.16※2に反映) また、相対契約に係る規律の監視の具体的なスケジュールについても、本検 討会の内容がとりまとめられた後に別途公表します。(資料3 P.18※2に反 映)
監視の合理化		
9	【関口委員御発言抜粋】 いろいろな前提を立てて、今回の監視の在り方、収入や経費のあり方も検討 しているところだと思いますけれども、<u>長期に監視が及ぶところになると理解 しておりますので、随時立てた前提に不具合が生じていないかという見直し を行いながら、監視の在り方、やり方もしくは頻度について実態の事実認識 と照らし合わせて、より合理的で、双方の事務負担が減るような形に修正さ れていかれることを提案します。</u>	関口委員の御提案のとおり、監視方法については、制度変更や落札事業者の 実務等を踏まえて随時見直してまいります。(資料3 P.3に反映)